

山形市電子入札システム（少額物品調達機能）運用基準

（趣旨）

第1条 この基準は、山形市が発注する物品等に係る見積り合わせを「山形市電子入札システム（少額物品調達機能）（以下「電子入札システム」という。）」を使用した電磁的方法により行う手続きについて、山形市契約規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）電子調達

電子入札システムを使用した電磁的方法による調達の手続

（2）利用者

最新の山形市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されている個人又は法人のうち、電子入札システムにより利用者申請を行い、許可を受けた者

（3）見積参加者

電子入札システムによる見積り合わせに参加した利用者

（4）開札

見積期限到来後に、見積内容について確認し、契約の相手方を決定する手続き

（対象となる物品等）

第3条 山形市の契約担当課が発注する物品等のうち、予定価格が80万円以下のものとする。ただし、山形市が電子入札システムによりがたいと認めるものは、書面により見積書の徴取を行い契約の相手方を決定する。

（利用者登録）

第4条 利用者登録手続きについては、山形市の公式ホームページに掲載された電子入札システム操作マニュアルを参照のうえ行うものとする。

2 利用者において、登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに競争入札参加資格審査申請書変更届（物品・業務委託）を山形市に提出するものとする。

3 山形市は、利用者から前項の変更届の提出があった場合は、速やかに審査し、変更等登録するものとする。

（利用者登録の有効期間）

第5条 利用者登録の有効期間は、山形市契約規則（昭和39年規則第18号 以下「規則」という。）第25条第3項の期間とする。

- 2 利用者登録の更新を希望する者は、規則第25条第1項の申請書を提出し審査の結果、同条第2項の競争入札参加資格者名簿に登載された場合に、電子入札システムへの継続利用の申請を行ったものとみなし、利用者登録は継続するものとする。
- 3 前項の規定による書類の提出は、規則第25条第1項に定める期日までに行うものとする。

(見積り合わせの執行方法)

第6条 電子入札システムの調達案件に係る見積り合わせの執行方法は、原則として次の各号に定めるとおりとする。なお、該当する日が山形市の休日を定める条例（平成元年9月条例第28号）に規定する市の休日の場合は、その翌日とする。

(1) 調達案件の公開

毎週水曜日の午前9時に行うものとする。

(2) 見積期限

調達案件公開日の属する週の翌週水曜日の正午とする。

(3) 仕様書の提示

調達案件の公開から見積期限までの間、継続して行うものとする。

(4) 契約相手方の決定

見積期限の翌日午後5時までに行うものとする。

- 2 指名競争により調達する物品等及び山形市が見積りに一定の期間を要すると認める物品等に係る見積り合わせの執行方法は、次の各号に定めるとおりとする。なお、その他の事項については、前項の規定を準用する。

(1) 調達案件の公開

随時行うことができるものとする。

(2) 見積期限

調達案件の公開から概ね7日間を確保し設定するものとする。

(紙による見積書提出)

第7条 見積参加者は、自らの使用に係る電子計算機の障害またはその他の理由により調達案件に係る見積手続きを行うことが困難である場合に限り、紙見積書提出承諾願（様式1）を山形市に提出し、該当する調達案件について電磁的方法によらない見積とすることを申し出ることができる。

- 2 山形市は、前項の承諾願が提出された場合には、見積り合わせの手続きに支障がないと判断したときに限り、これを承諾することとし、その旨の通知を当該承諾願を提出した者に対し行わなければならない。
- 3 見積参加者は、前項の承諾があった場合には、該当する調達案件に係る見積書（様式2）を見積期限までに山形市に提出するものとする。

4 山形市は、紙による見積参加者に対し、当該調達案件について電子入札システムの使用を認めないものとする。

5 見積参加者は、承諾願を提出した場合において、第2項の承諾が得られないときは、当該調達案件に参加することができない。

(調達案件の取止め)

第8条 契約担当者は、公開を行った調達案件について、次の各号に掲げる場合は、当該調達案件を取止めすることができる。

- (1) 規格、数量等調達案件情報に誤りがあることを確認した場合
- (2) その他契約担当者が必要と認める場合

(同等品による見積)

第9条 見積参加者は、公開された見積り案件について、特に指定のない限りにおいて同等品による見積りを行うことができるものとする。

(指名見積り合わせの辞退)

第10条 第6条第2項により指名を受けた見積参加者は、見積り合わせを辞退する場合は、原則として見積期限までに電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。

(見積辞退の取扱い)

第11条 見積参加者は、見積書を提出した後は、当該見積を訂正または取消することはできない。ただし、見積期限前に見積参加者が当該見積について見積取消申請書(様式3)を提出し、契約担当者がやむを得ないと認めた場合は、当該見積を取消したものとして取り扱うことができる。

(見積無効の取扱い)

第12条 契約担当者は、見積内容確認の結果、次の各号のいずれに該当すると判断した場合は、当該見積を無効として取扱うものとする。

- (1) 利用停止を受けた者(開札時において見積参加資格を満たさなくなった者を含む。)のした見積
- (2) 見積条件に示した要件を欠く者のした見積
- (3) 公正かつ正常な見積の執行を妨げる行為をした者のした見積
- (4) 有効な利用者登録をしていない者のした見積
- (5) 電子見積と書面見積を併せて行った者のした見積
- (6) 書面見積の承諾を得ていない者のした書面見積
- (7) 規格及び摘要に提示した要件を満たさない物品等の見積

(8) 契約担当者が調査の結果不適とした見積

(9) 前各号に掲げるもののほか、山形市電子入札システム（少額物品調達機能）利用規約に違反した見積

(開札の手続)

第13条 契約担当者は、見積期限の到来した発注案件について、速やかに開札の手続きを行うものとする。

2 契約担当者は、第9条に規定する辞退として取扱う見積及び前条に規定する無効として取扱う見積を除き、予定価格の範囲内で、最低価格で見積した見積参加者を契約相手方に決定する。

3 契約担当者は、開札の結果、その内容について調査及び検討が必要と判断した場合は、契約相手方の決定を保留することができる。

4 開札の結果、予定価格の範囲内で、最低価格で見積した見積参加者が二者以上となった場合は、見積参加者が見積書提出時に入力した電子くじ番号を用いた抽選により、契約相手方を決定するものとする。

5 契約担当者は、開札終了後、開札結果について入札・見積結果情報により公表するものとする。ただし、第3条ただし書きに定める物品等を除く。

(見積り合わせの不調)

第14条 契約担当者は、開札の結果、契約相手方が決定しない場合は、不調として取扱うものとする。

(再見積り合わせの通知)

第15条 契約担当者は、開札の結果、予定価格の範囲内の見積価格がない場合は、電子入札システムにより、当該発注案件の見積参加者に日時を指定し、再見積を通知することができるものとする。

(利用停止)

第16条 山形市は、利用者において不正な行為等を確認した場合は、「山形市競争入札参加資格者指名停止要綱」を準用し、利用停止の決定を行うものとする。

(電子入札システム障害時における対応等)

第17条 山形市は、電子入札システムに障害が発生していることを認識した場合、その翌日（当該日が、山形市の休日を定める条例（平成元年9月条例第28号）に規定する市の休日の場合はその翌日とする。）の午前8時30分までの間に、電子入札システム復旧に要する期間と調達案件の緊急性、電子入札システムにおける調達案件の

進捗状況等を総合的に勘案し、調達案件ごとに以下のいずれの方法により対応するかを決定するものとする。また、決定した対応方法については、山形市ホームページに掲載するものとする。

- ① 見積期限の変更を行い、電子入札システムの復旧後に、調達手続きを継続する。
- ② 調達案件の見積り合わせの方法を書面による見積り合わせに変更する。また、見積期限前に電子入札システムが復旧した場合において、既に書面による見積書の提出があった場合は、書面による見積り合わせと電子入札システムによる見積り合わせを併用するものとする。

(その他)

第18条 この基準に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。